7　加盟国は、輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金を公表するものとし、公表とその効力発生との間に十分な期間を設ける。また、加盟国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰が、自国の法律に基づき、当該違反について責任を有する者に対してのみ科されること並びに当該罰を科する場合には、当該罰が科される者に対し、当該違反の性質及び当該違反に対する罰の額又は範囲を定める適用される法令又は手続を特定する説明を書面により提供することを確保する。（第六条関係）

8　加盟国は、物品の到着の時にその引取りを迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に手続の処理を開始するため、輸入書類その他の所要の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。また、加盟国は、可能な限り、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持するものとし、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような方法で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。加盟国は、物品の引取りを迅速に行うため、関税法令その他関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。（第七条関係）

9　加盟国は、国境管理並びに物品の輸入、輸出及び通過を処理する手続について責任を有する自国の当局及び機関が、貿易の円滑化のために相互に協力し、及びその活動を調整することを確保する。（第八条関係）

10　加盟国は、実行可能な範囲において、全ての法的な規制の要件が満たされる場合には、輸入を予定している物品が、入国地点の税関官署から、引取り又は通関が行われることとなる自国の領域内の別の税関官署まで、自国の領域内を税関の管理下で移動することを認める。（第九条関係）

11　輸入、輸出及び通過の手続の範囲及び複雑性を最小限にする等のため、加盟国は、所要の手続及び書類が物品の迅速な引取り及び通関のために採用され、又は適用されること等一定の条件を満たすことを確保する。加盟国は、自国の関税地域に持ち込まれる物品が、特定の期間内に再輸出することが予定されている等の場合には、自国の法令の定めるところにより、輸入税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて当該物品が自国の関税地域に持ち込まれることを認める。加盟国は、自国の法令の定めるところにより、物品の国内加工及び国外加工を認める。（第一〇条関係）

12　通過運送に関する加盟国が課するいかなる規則又は手続も、その制定の契機となった事情又は目的が存在しなくなった場合等には、維持されてはならず、及び通過運送に対する偽装した制限となるような態様で適用されてはならない。加盟国は、物品の到着の前の通過に関する書類及びデータの事前の提出及び事前の手続の処理を認め、並びにこれらについて定める。（第一一条関係）

13　加盟国は、要請に応じ、申告が真実を述べたものであるかないか等について疑う合理的な理由がある場合には、特定された事案における輸入申告又は輸出申告の確認のために情報を交換する。（第一二条関係）

14　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、貿易円滑化協定の第一条から第一二条までの規定を実施する。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国には、貿易円滑化協定の規定の実施に資するため能力の開発のための援助及び支援が、その性質及び範囲に従って供与される。（第一三条関係）

15　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、個別に、A、B及びCの各区分に含まれる規定を自ら指定する。（第一四条関係）

16　区分A、区分B及び区分Cに指定した規定の委員会への通報及び実施について定める。（第一五条～第一九条関係）

17　紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）第二二条及び第二三条の規定は、開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する紛争の解決については貿易円滑化協定の効力発生の後二年間、後発開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する紛争の解決については貿易円滑化協定の効力発生の後六年間、適用しない。紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二二条及び第二三条の規定は、後発開発途上加盟国が区分B又は区分Cの規定を実施した後八年間、適用しない。（第二〇条関係）

18　拠出加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して相互に合意する条件で能力の開発のための援助及び支援の提供を促進することについて合意する。（第二一条関係）

19　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が貿易円滑化協定を実施することを支援する拠出加盟国は、貿易円滑化協定の効力発生の時及びその後は毎年、直前の一二箇月において支出された能力の開発のための援助及び支援並びに入手可能な場合には今後一二箇月間に約束した能力の開発のための援助及び支援に関する情報を附属書一に定める様式によって委員会に提出する。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国を支援する拠出加盟国は、責任を有する機関の連絡先等を委員会に提出する。（第二二条関係）

20　貿易円滑化協定により貿易の円滑化に関する委員会を設置する。加盟国は、国内の調整及び貿易円滑化協定の規定の実施を促進するため、貿易の円滑化に関する国内の委員会を設置し、若しくは維持し、又は既存の仕組みを指定する。（第二三条関係）

21　貿易円滑化協定の全ての規定は全ての加盟国を拘束すること、貿易円滑化協定のいかなる規定についても、他の全ての加盟国の同意なしには留保を付することができないこと等について規定している。（第二四条関係）

22　第二二条の規定に基づく通報の様式について規定している。（附属書一関係）